

# いじめ防止基本方針

坂出市立金山小学校

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 基本的な考え方

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。いじめにより、児童の生命や心身に重大な危険が生じ、その問題の解決には、正確さ、迅速さとともに、いじめられた児童の心に寄り添った指導が必要である。加えて、いじめの背景には様々な要因が潜んでいることが多く、両者に対して、また、その集団全体に対して適切な支援が必要である。いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組んでいく。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

そのためには、教職員、生徒のいじめに対する意識改革を推進し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図っていくことが必要である。

いじめの早期発見に努めるとともに、発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会（いじめの防止等の対策のための校内組織）で直ちに情報を共有する。その後は、当該組織での検討をもとに、関係の教諭が速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察等の関係機関とも連携を図り適切かつ迅速に対処する。

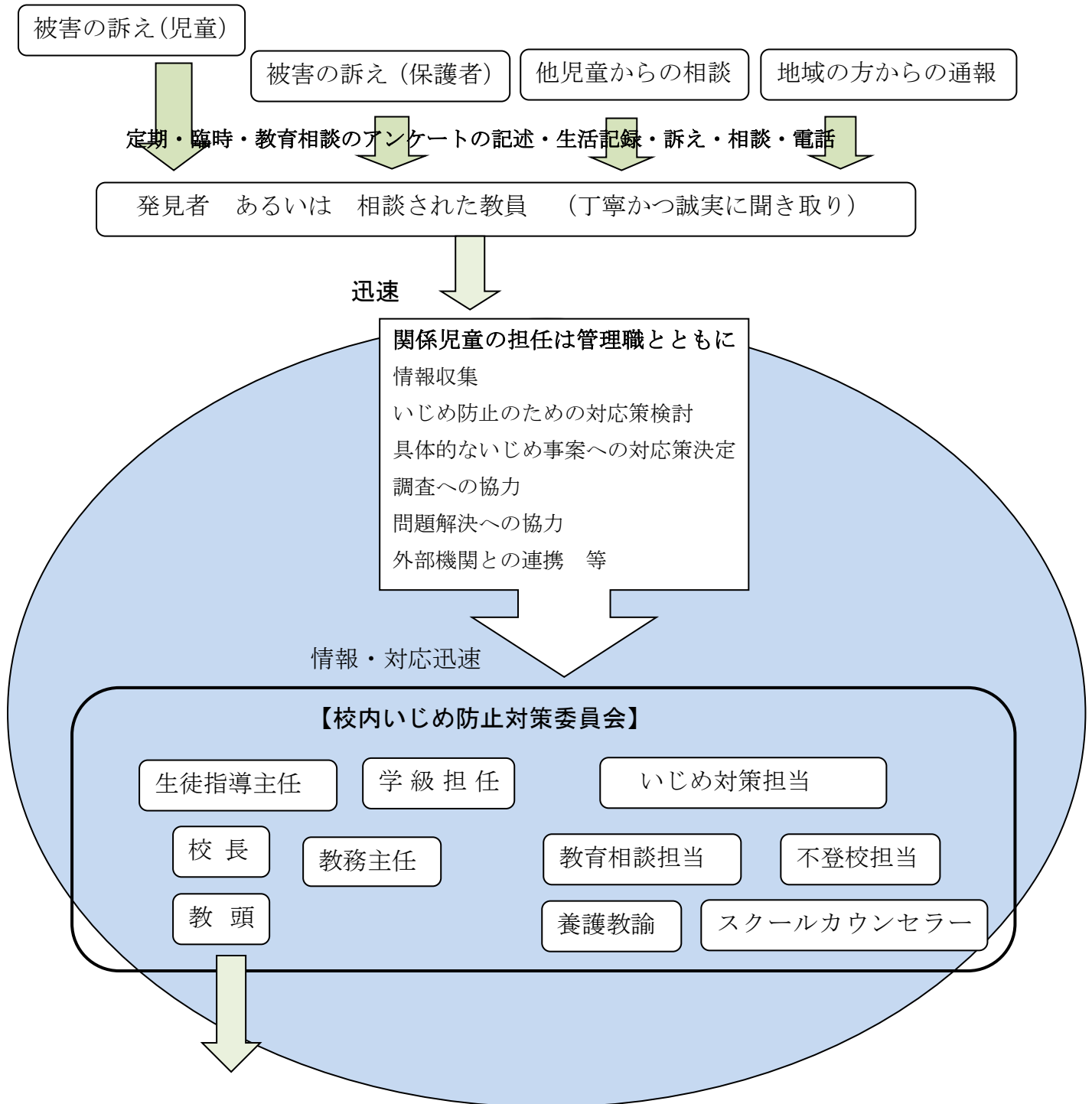
## 2. いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3. 学校におけるいじめの防止等の対策の組織

法第22条に規定する組織として、学校に「校内いじめ防止対策委員会」を設置する。委員会は毎月1回開催し、緊急の場合は臨時に招集する。

#### ◇校内いじめ防止対策委員会の概要



市教委や関係機関への報告 (→重大事態の場合は設置者へ)  
(調査の結果、いじめではないという結論に達したときも含めて)

#### ◇対応の姿勢（役割）

- ① 判明した事実には、きちんと対応
- ② 被害児童を守る姿勢で
- ③ 正確な事実の収集（調査・聞き取り等）
- ④ いじめを受けた被害児童，保護者への報告と支援
- ⑤ いじめた児童への指導，保護者への説明と協力依頼
- ⑥ 犯罪に関わる場合は，警察との連携
- ⑦ 集団への指導

#### 4. いじめの防止等に関する措置

##### （1）いじめを生まない土壌づくり

いじめには、暴力を伴うものと暴力を伴わないものがある。暴力を伴わないいじめは、被害、加害が入れかわりやすく、水面下のものが表出して教師が発見するまでには時間がかかる傾向にある。その間、いじめられている児童は相当な苦痛を感じ、時には、生命の危険さえもある。いじめの早期発見のため、多様な情報の収集に全力を持って取り組むが、それ以前にまず大切なのは、全児童が安心できる学校の雰囲気や規範意識の醸成である。このことを十分教員が理解し、学級経営、学年経営、教科経営を行う。

##### ① 道德教育の充実

特に道德教育の要となる道德の時間の指導がおろそかにならないように、学年ごとの道德指導計画を十分活用・吟味し、修正しながら年間時数を確保する。その指導を通し、自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、実践に結びつけられるよう全教育活動で道德教育を推進する。道德担当教師は、道德教育が各学年で適切に推進されるよう計画の修正や追加を行う。

##### ② 体験活動の充実

くすのき学習（総合的な学習の時間）を中心に、わくわく魔法農園やスマイル班活動、金山オリンピックなど年間を通じて体験活動を行っている。その体験を通して得られた児童の思いや感動、他への思いやりを醸成していく。お互いに認め合い、信頼する機会に出会わずことで、自己存在感や有用感を育てる。

##### ③ 児童会活動の活性化

児童会主体の活動を企画させ、主体的に運営させる機会を設ける。くすのキッズ集会の運営や日常の活動に取り組みさせ、よりよい学校づくりを意識させていく。市内の連合児童会への参加は、視野が広がるとともに、人間関係を構築させる貴重な機会になっている。

##### ④ わかる授業の推進と授業規律の確保

自分の指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等による絶え間ない授業改善は、わかる授業づくりにおいては必須である。児童に、しっかりと基礎学力を定着させ、将来の進路に希望をもたせることは、安定した学校生活を過ごさせることにつながる。

## ⑤ 保・幼・中の異校種間交流や地域行事への参加

本校校区内の保育所や幼稚園、中学校と学校だよりを交流している。お互いの学校の様子がよくわかり、また行事への参加を通して、進学への不安を一掃している。地域行事への参加を推奨することで、地域への所属感や感謝の心を再確認させている。多くの見守り（下校見守り指導含む）の中で、自分たちは生活していることを実感させることで、他人に迷惑をかけてはいけない、地域のなかまを大切にしなければならない、という意識をもたせることができる。

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ① コミュニケーションを大切にした学級経営

毎日の声かけや観察を丁寧に行う。

### ② アンケートの実施【資料1】

長期休業や連休明け等に、定期的を実施する。いじめをうかがわせるような情報がある場合には、臨時にアンケートを実施する。

記名方式と無記名方式とを併用する。

### ③ 学級担任による生活ノートでの交流や教育相談活動の実施

毎日の生活ノートによる保護者からの情報の収集や保護者に伝えたい児童の変化などを交流し、いじめの早期発見につなげる。また、気になる児童を対象に教育相談活動を進める。

### ④ 人権週間での活動

人権週間では、担当教師の指導はもちろん、児童会の活動も行う。（例：金山SKAY 友達の良いところを見つけてカードに記入しポストに投函。それを昼の放送で発表）

(注1) 暴力を伴わないいじめは、水面下で進んでいることが多く、常にアンテナを高くし、多数の目での観察と連絡が必要である。

(注2) 事案への100%対応と迅速な報告を目指し、各種アンケートの取扱いを次のようにする。

アンケート用紙に対応した内容と対応した日付、参考諸事項を手書きで書き込み、原本は学級担任が保管する。このデータは全教職員で、マル秘管理を行い、話し合いに活用する。

## (3) 相談体制の整備

児童の相談窓口は原則担任や教育相談担当であるが、教職員だれにでも相談できることを周知するとともに、相談内容によって複数の教員が対応できるよう、普段から協力体制を築いておく。校内での協力体制やPTA執行部との連携も行っていく。

### ① 研修計画の作成

### ② いじめに関する知識

- ア 過去の事例からの教訓（「葬式ごっこ」や「山形マット事件」「大津事件」等）
- イ いじめの基本的理解と対応
  - ・ 県教委作成「かがやく笑顔を取り戻すために（いじめ問題への対応のありかた）」
  - ・ 国立教育政策研究所の追跡調査、いじめ研修ツール等
  - ・ 外部講師による講話と指導
  - ・ 自殺予防に関する資料研修
- ③ いじめ防止のための授業実践
- ④ いじめに関する姿勢の共通理解と共通実践
  - ・ いじめ防止基本方針の共通理解
- ⑤ 日常の言動や自他の尊重のための有効な手だての研修
  - ・ アサーショントレーニング（人の思いを大切に自分の思いの伝え方）
  - ・ リフレーミング

## 5. 発見・通報を受けたときの対応

### （１）いじめ防止対策委員会（前述）

- ① 構成員：校長，教頭，教務，担任（教育相談担当や不登校対応，生徒指導主任などは兼務），養護教諭，スクールカウンセラー 計 8 名
- ② 開催日：学期に 1 回定例，必要に応じて臨時に実施する。
- ③ 目的：いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

### （２）個別のいじめについて学校が講ずべき措置

#### 【暴力等が発見したときの対応】

- ・ いじめ（暴力）を止めるとともに，できるだけ多人数の教員で対処できるように教員を呼び寄せる。
- ・ いじめにより，被害児童がけが等をおわされている場合は，医療機関に搬送し，治療に当たることを最優先とする（保護者連絡）。
- ・ 加害児童の聞き取りは，別室で（気持ちが落ち着き次第）個別に行う。
- ・ 調査により得た情報をもとに速やかに関係児童に聞き取り等適切な方法で情報収集するとともに，情報の正当性を確認する。
- ・ 関係児童が複数人に及ぶ場合は，複数教員で個別に対応し，各教員が得た情報を整合する。事実確認ができた後に加害児童に対して指導に入る。
- ・ その際，指導すべき児童よりも多い人数で指導に当たることが望ましい。
- ・ その後，いじめを受けた児童及びその保護者に対して，事実確認できた情報，加害児童に行った指導，いじめを受けた児童への支援の内容等を必ず伝えるようにする。
- ・ 被害児童の保護者が警察等関係機関に届けるかどうかの意志なども確認できると望ましい。

### ① いじめの事実確認

#### ア 被害児童本人からの訴え

訴えを受けた教員（もしくは担任）が可能な限り訴えの内容を確認  
（内容，時期，場所，関係者名，本人の気持ち等）

→管理職や他の教職員に報告

→担任は，加害児童に対する事実確認

※ 加害児童，被害児童ともに複数人に及ぶ場合は，管理職の指示のもと，複数教員で個別に対応する。

#### イ 他の児童，保護者，地域の方等からの訴え（インターネット等による訴えも含む）

訴えを受けた教員は速やかに管理職に報告  
→担任は、加害児童に対する事実確認

アやイ→確認した事実を管理職に報告する。  
重大事態の場合は後述。

○ 担任は、記録が必要になるため、途中経過も含めて正確に記録する。

② いじめを受けた児童とその保護者に対する支援

- 徹底して守り通すという姿勢で対応する。
- 重大事態の調査を実施するときは、事前に実施、その方法、内容等について、本人・保護者の了解を得る。
- 調査結果は、必ず保護者に報告する。

ア いじめを受けた児童に対する支援

- ・ 確認した事実に基づき、適切に支援を行う。
- ・ 再発防止のため、全教員でその後の学校生活を見守る。
- ・ いじめが原因で長期の欠席を余儀なくされている場合は、スクールカウンセラーや専門機関との連携を図る。

イ いじめを受けた児童の保護者への支援

- ・ 確認できた事実やいじめを受けた児童に対する今後の支援の内容を連絡する。
- ・ その後の状況についても、適宜、報告する。

③ いじめた児童とその保護者に対する支援

ア いじめた児童に対する支援

- ・ 確認できた事実に基づき、再発防止を約束させる。
- ・ いじめを行った事実に対する被害児童への謝罪を促す。  
※ 教員の立ち会いのもと、児童の発達段階を考慮し、他の児童の目にふれないところで行う。
- ・ この段階で謝罪の意志がない場合は、当分の間、被害児童との接触(インターネット等によるものも含む)をしないことを約束させる(指導は継続)。
- ・ 状況や情報を全教職員で共有し、見守る。

被害児童の心身に重大な被害の再発が予想される場合には、いじめ防止対策委員会での協議をもとに、校長が判断し、保護者の了解の下、一定期間別室指導を行うことも考える。警察および出席停止の措置のために市教委に連絡する等、必要な処置をとることとする。

イ いじめた児童の保護者に対する支援

確認できた事実および被害児童への謝罪の有無および再発防止のための学校の支援等の内容を連絡する。

- ・ 保護者が謝罪を申し出て、希望する場合は、場を提供する。
- ・ 家庭での継続的な指導を依頼する。

保護者からいじめに至った経緯等について申し出等があった時は、しっかりと受け止めなければならないが、起こった事案に対しては、いじめた側に非があることを伝え、理解してもらう。

- ・ カウンセリングが必要であれば調整して実施する。

## 6. 家庭や地域との連携

### ① 啓発活動

- ・ P T A 総会や役員会
- ・ 学校評議員会や関係者評価委員会
- ・ 学校だよりで地域に啓発

### ② 学校の対応の周知

- ・ 警察との連携について（学警連携，警察への連絡，基本的考え方）  
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，所轄警察署（坂出警察署）と連携する。また，いじめられた児童を守り通すという観点から，場合によっては，教育委員会に出席停止の検討を申し出る。
- ・ 教育相談窓口の周知
- ・ 基本方針の周知

## 7. 重大事態への対処

発生に際しては，市教委に連絡するとともに緊急にいじめ防止対策委員会を招集する。  
（委員会の決定内容）

- ① （市教委からの指導をふまえて）全体調査の方法と内容の決定
- ② 犯罪性（恐喝，暴行等）がある場合の関係機関（警察等）との連携の決定
- ③ 至急実施しなければならないことがらの指示

なお，いじめ防止対策推進法に基づき，決して隠蔽することなく，誠実な対応を行う。  
ここで重大事態とは，次のような事態である。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
（例）・児童が自殺を企図した場合  
・身体に重大な障害を受けた場合  
・金品等に重大な被害が生じた場合  
・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
（例）・いじめが原因で，30日以上欠席が続く場合 など

(1) 重大事態発生の際の調査の組織

速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする(第28条①)。(市教育委員会の指示を受け、いじめ防止対策委員会の活用を図りながら、速やかに調査に着手する。)

なお、調査の方法および内容については、被害児童やその保護者の心情、意見を十分聞き取り、その実施について理解を得るものとする。また、その結果の報告や関連資料の提示ができるように準備しておく。

(2) 調査結果の報告

(1)に従い、関連資料等の保管を行い、市教育委員会(を通して設置者に)結果を報告する。調査の結果、いじめではない可能性が強い場合も必ず報告を行う。

(3) 検証と再発防止

8. いじめ防止についての学校評価

- ・ 年度途中(学期ごと)の全体的な児童の状況把握については、教育相談アンケート等の項目を利用する。  
つねにその年度の対応の反省を行い、より安全・安心な学校をめざす。
- ・ 【いじめの問題への取組の徹底について(通知)(18文科初第711号)】の別添資料「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」】を利用して評価・改善を行う。



中学校生活に関する調査 (平成27年 5月) 坂出市立櫃石中学校

( )年 氏名( )

中学校生活に関するアンケートを実施します。アンケートに記入した内容の秘密は守りますので、安心して答えて下さい。  
このアンケートはあなた自身やまわりの友だちが、毎日の中学校生活を楽しく有意義に過ごしているようにするために実施しています。ふざけて回答するのではなく、真剣に答えてください。

【ア・できている イ・時々できていない ウ・ほとんどできていない】

- 1 島内でも交通ルールは守れていますか 【ア・イ・ウ】
- 2 登校や下校、授業の開始など時刻は守れていますか。 【ア・イ・ウ】
- 3 服装の着こなしや頭髪・持ち物(不要な物持っていない)等学校の規則を守れていますか。 【ア・イ・ウ】
- 4 先生や来客、先輩や友だちにさわやかなあいさつができていますか。 【ア・イ・ウ】
- 5 授業に真剣に取り組んでいますか。 【ア・イ・ウ】
- 6 係活動、給食、清掃等自分がやるべき仕事に責任をもってできていますか。 【ア・イ・ウ】
- 7 部活動への取り組みは良好ですか。 【ア・イ・ウ】
- 8 上の1～7を総合的にみたとき、自分の学校生活のがんばり度を点数にすると。  
【10点・9点・8点・7点・6点・5点・4点・3点・2点・1点・0点】  
(良い ← ← 普通 → → 悪い)
- 9 あなたは携帯電話を持っていますか。 【はい・いいえ】
- 10 9ではいと答えた人で、あなたの携帯電話はフィルタリングをしていますか。 【ホワイトリスト・ブラックリスト・わからない・いいえ】
- 11 携帯電話でのトラブルを経験したことがありますか。 【はい・いいえ】
- 12 4月以降、友だちから嫌なことを言われて、つらい思いをしたことがありますか。  
あると答えた人はどんな内容かを書いて下さい。 【ある・ない】

いつごろ	どこで	だれに	どのようなことか

13 4月以降、嫌がらせをされたり、持ち物が取られたり傷つけられたり、暴力をうける等のつらい思いをしたことがありますか。あると答えた人はどんな内容かを書いてください。

【 ある ・ ない 】

いつごろ	どこで	だれに	どのようなことか

14 4月以降、友だちや先輩、卒業生などから金品を要求されたことは、ありますか。

【 ある ・ ない 】

いつごろ	どこで	だれに	どのようなことか

15 4月以降、いじめられたり、暴力をうけたり、金品を要求されるなどつらい思いをしている人を見たり聞いたりしたことはありますか。あると答えた人はどんな内容かを書いて下さい。

【 ある ・ ない 】

いつごろ	どこで	だれに	どのようなことか

16 現在、何か相談したいことはありませんか。あれば相談したい内容に○をつけて下さい。いくつ○をつけてもかまいません。

ア・いじめ	イ・勉強や成績	ウ・部活動
エ・学級、学校、先生	オ・容姿	カ・友人関係
キ・異性、男女交際	ク・身長、体重	ケ・進路、職業
コ・委員会、係活動	サ・給食、食事、健康	シ・生活全般
ス・家族、親	セ・その他 ( )	ソ・なし

※ア～セのいずれかに○をつけた人は、その内容をかいて下さい。

--

17 友だちを見ていて、こんなすばらしいことをしていた、あるいはしてくれた、こんなにかんばっているという人をぜひ紹介してください。

だれが	すばらしい内容・がんばっている内容



平成 年 月 日  
教 職 員 各 位

学校長 三 野 秀 行

## 生徒に対するアンケートの実施（臨時）について

いじめ事案など、目に見えない部分で気になることを早期に把握し、迅速に行動し解決するため、臨時のアンケートを実施する。

### 1 様式

別 紙

### 2 実施

教頭の指示により担任が行う。

### 3 訴えのあった生徒への対応

担任は、記入された訴えを把握し、教頭に報告し、指示を受ける。

生徒指導主事は、各学年の状況をまとめる。

教頭は、校長に報告する。

### 4 関係書類の保管

当該生徒の関係書類は、担任に提出し、金庫に入れて保管すること（当該生徒が卒業するまでを原則とする）。

### 5 注意事項

関係書類の秘密保持には十分注意し、関係者に迷惑がかからないように十分な配慮をする。

(※調査の際に、学校が企画した正式な調査であることを示すために、この1枚をつけておくとよい。)

いじめに特化したもの

## 中学校生活に関する調査

(平成 年 月)

坂出市立櫃石中学校

( )年 氏名 ( )

このアンケートは、あなた自身やまわりの友だちが、毎日の中学校生活を楽しく有意義に過ごしていけるようにするために実施しています。  
学級や部活動など、学校生活で何か困ったり悩んだりしている人は、勇気を出して記入してみましょう。

1 4月以降、友だちから嫌なことを言われたり、されたりして、つらい思いをしたことがありますか。

あると答えた人はどんな内容かを書いて下さい。

【 ある ・ ない 】

いつごろ	どこで	だれに	ど の よ う な こ と か 嫌なことばをしつこく言われる 物品を壊される 暴力を受ける 金品を要求される など

2 4月以降、1のようなことで、つらい思いをしている人を見たり聞いたりしたことはありますか。

あると答えた人はどんな内容かを書いて下さい。

【 ある ・ ない 】

いつごろ	どこで	だれに	ど の よ う な こ と か



## いじめの早期発見に向けて（学期末懇談会資料）

いじめの問題の解消を図るには、何より早期にいじめを発見することが大切です。いじめは大人の見えないところで行われていることが多く、また、校外で行われる場合もあります。以下のご家庭でのいじめ発見のポイント(例)を参照しつつ、それぞれの実情に応じて、お子様の日常的な様子をご観察いただき、PTAとの連携のもと、いじめの早期発見に努めたいと考えています。

## ご家庭での観察ポイント（例）

## 【態度やしぐさ】

- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして落ち着きが無くなる。
- 投げやりで集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- TVゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 家族との対話を避けるようになる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、動物や物等に八つ当たりしたりする。
- 風呂に入りたがらなくなり、裸になることを嫌がる。
- 用事もないのに、朝早く家を出る、また、帰りが遅くなったり、理由を言わず外出したりする。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。

## 【服装、身体、体調】

- 衣類に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあつたりする。
- 自分のものではない衣服(制服等)を着ている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気等の身体の不調を訴え、登校を渋る。

## 【学習】

- 家庭での学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 成績が低下する。

## 【持ち物、金品】

- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりする。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ナイフ(刃物等)を隠し持つことがある。
- 家庭からの品物、お金がなくなる。あるいは、用途のはっきりしないお金を欲しがる。

## 【交友関係】

- 口数が少なくなり、学校や友だちのことを話さなくなる。
- 親しい友だちが家に来なくなる。
- 無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがある。

【資料4】 学年始めに配布（表）

平成2年 月 日

保護者各位

坂出市立櫃石中学校  
校長 三野 秀行

犯罪行為として取り扱われると認められるいじめ事案に  
関する対応方針について（お知らせとお願い）

（ ）の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動に格別のお力添えをいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本県では、平成16年度より学校・警察相互連絡制度を締結しているところですが、平成24年度において、文部科学省大臣官房長、文部科学省初等中等教育局長より標記の件について通知がありました。また、さらに平成25年度にも、初等中等局長より重ねて通知があり、学校において生じる可能性のある犯罪行為等について例示がありました。被害児童生徒を守るという通知の趣旨を踏まえ、保護者の皆様に犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為（裏面参照）への対応方針等をお知らせいたします。なお、これらの中には、インターネットを利用した行為も含まれます。

学校でもいじめ防止、早期対応、早期解決に尽力してまいりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 いじめる生徒に対して指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ること。
- 2 いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報すること。
- 3 学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、保護者に周知を図り、理解を得ておくこと。



## いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

### ○傷害(刑法第 204 条、208 条)

人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

### ○脅迫(刑法第 222 条)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

### ○強要(刑法第 223 条)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

### ○名誉毀損、侮辱(刑法 230、231 条)

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役又は禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留または科料に処する。

### ○窃盗(刑法第 235 条)

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### ○恐喝(刑法第 249 条)

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

### ○器物損壊等(刑法第 261 条)

前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

### ○強制わいせつ(刑法第 176 条)



(20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。

(21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。

(22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

(23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。

(24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。

(25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。

(26) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

4 よくできている    3 できている    2 できていない    1 まったくできていない

平成2 年〇月〇日

保護者各位

坂出市立櫃石中学校  
校長 三野 秀行

### 学校におけるいじめ防止のための基本的な考え方（お知らせ）

（ ）の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校の教育活動に格別のお力添えをいただき、心より感謝申し上げます。

平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』に基づき、本校では、学校における基本的な考え方と対応について次のように定めていますので、お知らせします。

#### 【基本的な考え方】

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。いじめは、どの子どもにも起こりうる（どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる）、いじめは絶対に許されない行為である、ということを念頭に置いた上で、生徒それぞれの尊厳が守られ、いじめの未然防止が図られるよう全ての教職員が取り組んでいきます。

#### 【相談窓口と教育相談体制】

相談窓口（担任，教育相談担当（〇〇），教頭（〇〇，〇〇），養護助教諭（〇〇））  
実施するアンケート（定期，臨時）

#### 【いじめ防止対策委員会（いじめの防止等の対策のための校内組織）】

いじめの早期発見に努めるとともに、発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。その後は、当該組織での検討をもとに、関係学年団が速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察等の関係機関とも連携を図り適切かつ迅速に対処する。

## 2. いじめの定義

児童生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。